



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年11月11日金曜日 第358号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（原子力安全対策課）... 953

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 953

指定医療機関の変更.....（ " ）... 953

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 954

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 954

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 954

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 954

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（5件）.....（ " ）... 955

保安林予定森林.....（森林整備課）... 958

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 958

指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 959

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 959

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 959

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 959

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1107号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	入札公告日
愛媛県原子力防災ネットワークシステム（緊急時連絡網装置等）借入れ及び保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年10月25日	リコーリース株式会社 四国支店 香川県高松市東八せ町9番地7	6,524,100円 （月額）	令和4年9月13日

○愛媛県告示第1108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おぐに薬局 桜井店	今治市桜井二丁目5番34号	令和4年9月1日

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更後） 医療法人 中山内科	宇和島市堀端町2番16号	令和4年9月1日
（変更前） 中山内科・胃腸科		

○愛媛県告示第1109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

○愛媛県告示第1110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社訪問看護リハビリステーションyou too	上浮穴郡久万高原町久万261番地2	訪問看護リハビリステーションyou too	上浮穴郡久万高原町久万261番地2	令和4年9月1日

○愛媛県告示第1111号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西条市	令和7年10月31日まで

○愛媛県告示第1112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かもめ調剤薬局	今治市大新田町三丁目4番7号	株式会社エイトゥリー	今治市大新田町三丁目4番7号	代表取締役 八木由温	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年10月1日

○愛媛県告示第1113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス今治石井店
今治市石井町一丁目268番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 多田 高志
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 多田 高志
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年6月21日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,598平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
96台
イ 駐輪場の収容台数
26台
ウ 荷さばき施設の面積
112平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
17.54立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1・3
午前8時30分から午後10時30分まで
駐車場No.2
午前8時30分から午後10時まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和4年10月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス東本店
松山市東本二丁目39番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NTT西日本アセット・プランニング
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
代表取締役 盛山 弘一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 多田 高志

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年6月21日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,597平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

68台

イ 駐輪場の収容台数

40台

ウ 荷さばき施設の面積

90平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

21.10立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和4年10月20日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
マルナカ新居浜本店	新居浜市上泉町12番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか5者	マックスバリュ西日本株式会社ほか4者	令和3年9月30日	令和4年10月28日
ザ・ビッグ松神子店	新居浜市松神子三丁目89番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか1者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	令和2年4月16日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1116号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
マルナカ東予店	西条市周布191番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか7者	マックスバリュ西日本株式会社ほか4者	令和4年10月31日ほか	令和4年10月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1117号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ北条店	松山市下難波甲227番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか1者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	令和4年6月10日	令和4年10月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1118号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか3者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	平成29年10月31日	令和4年10月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
マルナカ大洲店	大洲市若宮1116番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社ほか2者	マックスバリュ西日本株式会社	令和4年3月31日ほか	令和4年10月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1120号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

四国中央市富郷町津根山乙440の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1121号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年11月11日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市土居町天満官有地 岸 章 正	四国中央市土居町天満2694 - 1 岸 千津子	四国中央市土居町野田甲437 - 1 林 勝 信	土 居	愛媛県漁業協同組合
西条市禎瑞567 - 1 杉 本 真 吾	西条市禎瑞2345 小 林 克 雄	西条市水見甲198 - 4 小 野 治 美	禎 瑞	愛媛県漁業協同組合
西条市壬生川431 - 13 豊 田 守	西条市壬生川554 - 3 柳 瀬 豊 明	西条市大新田214 - 2 稲 井 本 史	壬 生 川	愛媛県漁業協同組合

（南予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
宇和島市津島町成156 入 江 護	宇和島市津島町曲島10 - 2 松 下 直 史	宇和島市津島町柿之浦1843 中 山 徹	下 灘 第 一	愛媛県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年11月11日から25日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局農林水産振興部水産課
-------------	-----------------

南予地方局管内の加入区

南予地方局農林水産振興部水産課

○愛媛県告示第1122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年11月11日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社野の花	訪問介護事業所のか	愛媛県今治市四村316番地の2	令和4年9月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年11月11日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 ファーストページ	福祉用具アクセス	愛媛県西条市大町1695番地4Fビル2階201号	令和4年9月30日	福祉用具貸与
株式会社 ファーストページ	福祉用具アクセス	愛媛県西条市大町1695番地4Fビル2階201号	令和4年9月30日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第1124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年11月11日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 ファーストページ	福祉用具アクセス	愛媛県西条市大町1695番地4Fビル2階201号	令和4年9月30日	介護予防福祉用具貸与
株式会社 ファーストページ	福祉用具アクセス	愛媛県西条市大町1695番地4Fビル2階201号	令和4年9月30日	特定介護予防福祉用具販売

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和4年11月11日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,132,990

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,660

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 241,624

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,933	14,311
南宇和郡	17,705	5,902
松山市・上浮穴郡	432,898	138,817

今治市・越智郡	134,821	44,941
宇和島市・北宇和郡	73,231	24,411
八幡浜市・西宇和郡	35,189	11,730
新居浜市	97,564	32,522
西条市	89,374	29,792
大洲市・喜多郡	48,517	16,173
伊予市	30,532	10,178
四国中央市	71,337	23,779
西予市	30,826	10,276
東温市	28,063	9,355